

## 11 労働省担当部門

8519-04 労働者派遣サービス

### 1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	労働者派遣事業の事業報告の集計結果（6, 7年度）	労働省	
2	労働者派遣事業に関する調査	〃	特別調査
3	サービス産業投入調査	総務庁統計局統計基準部	〃
4	平成6年サービス業基本調査（組替表）	〃	部内資料
5	本社等の活動実態調査	〃	特別調査

### 2 生産額

資料1の売上高を暦年換算した。

### 3 投入額

上記2で推計した生産額に、資料2に基づき求めた内生部門計及び粗付加価値部門計の構成比を乗じて内生部門計及び粗付加価値部門計の推計を行い、また、資料3及び4のサービス業関連のデータも参考にした。

### 4 産出額

資料2から派遣先産業別年間労働者派遣売上高を求め、大枠での産出額を推計し、資料5の各部門の労働者派遣サービスへの投入額を基に基本分類への配分を行った。

## 第2節 最終需要部門

### 1 経済企画庁担当部門

9110-00 家計外消費支出（列）

#### 1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁	
2	産業連関表（2年）	総務庁統計局統計基準部	

#### 2 生産額

生産額（コントロール・トータル）は、粗付加価値部門の家計外消費支出である宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値に基づいた。

#### 3 投入額

部門ごとの家計外消費支出額は、2年産業連関表の購入者価格に、平成2年から平成7年の各部門ごとの国内需要の伸び率を乗じ、この構成比にコントロール・トータルの金額を乗じることで暫定値を求めた。次に、2年表には現れていない投入があると思われる部門、逆に家計外消費支出にはなじまないと思われる部門、投入額が大きすぎる（小さすぎる）と思われる部門等について検討し、さらにそれらの部門については産出側との調整の中で再検討することとした。

なお、平成2年から平成7年への部門毎の国内需要の伸びは国民経済計算体系のコモディティ・フロー法（詳細は「9121-00 家計消費支出 2 生産額及び3 投入額」を参照）により求めた。

#### 4 推計上の留意点

推計方法からもわかるとおり、家計外消費支出の推計については、投入側、産出側とも十分な推計資料がなく、前回産業連関表の計数を推計の出発点とせざるを得ない。しかし、産業構造の変化や、品目構成の変化等を考慮すれば、前回産業連関表の計数のみを基礎資料とすることは問題が多いため、産出側の商品知識や計数のバランス、家計外消費支出の行部門との対応、さらには、家計消費支出との比較等を考慮して調整を行った。

#### 5 備考

##### (1) 産出側との調整

家計外消費支出については、産出側にも十分な資料がないため、投入側の推計値を提示し、産出側のバランス等を考慮して調整した部門が多い。また、家計消費支出

又は家計外消費支出のみに振り向けられる部門で家計消費支出との比率等を見直した部門についても、産出側と調整を行い計数を決定した。そのため、2年表と比べ構成比率がかなり変わった部門がある。

(2) 粗付加価値部門との調整

最終需要部門の家計外消費支出は、粗付加価値部門の家計外消費支出（宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値）と一致しなければならないが、この調整は、粗付加価値部門の家計外消費支出の分類不明への産出で行われた。

9121-00 家計消費支出

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	作物統計	農林水産省	
2	生産農業所得統計	"	
3	第72次農林水産省統計書	"	
4	漁業養殖業生産統計年報	"	
5	物財統計	"	
6	農村物価指数	"	
7	工業統計表（品目編）	通商産業省	
8	工業統計表（産業編）	"	
9	資源統計年報	"	
10	紙・パルプ統計年報	"	
11	エネルギー生産・需給統計年報	"	
12	鉄鋼統計年報	"	
13	機械統計年報	"	
14	物価指数年報	日本銀行	
15	消費者物価指数年報	総務庁統計局統計調査部	
16	地方公営企業年鑑	自治省	
17	商業統計表（8年）	通商産業省	
18	商業動態統計月報	"	
19	商業実態基本調査（4年）	"	
20	法人企業統計年報	大蔵省	
21	陸運統計年報	運輸省	
22	事業所・企業統計調査（3、8年）	総務庁統計局統計調査部	

2 生産額

家計消費支出の生産額（コントロール・トータル）の推計方法は、45年表までと50年表以降とは異なっている。

すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推計方法が、家計調査報告等を用いて推計する支出接近法を採用していたため、産業連関表の家計消費支出の投入側の推計値は、コントロール・トータルを家計調査等により求めるとともに、部門ごとの家計消費額も、家計調査の品目別支出額等により推計されていた。一方、産出側からも家計消費支出の推計が行われるので、この産出側推計値と、先に求めた投入側の推計値を調整することにより、最終的な家計消費支出が決定されていた。50年表からは、経済企画庁において、国民所得統計から国民経済計算体系（68SNA）に移行したことに伴い、最終需要部門の推計も、物的推計方法の一つであるコモディティ・フロー法（以下、コモ法と略す）による推計方法に改められた。このため、産業連関表の投入側推計値も、コモ法による推計値をもとに推計されることとなった。ただし、特定の消費（電力等）に関しては、68SNA概念による支出接近法の計数を勘案して、一次推計値としているものもある。

コモ法とは、細分化（2年基準で2,143品目）された各商品ごとの国内生産（あるいは出荷）、輸出入、在庫品増減をもとに、あらかじめ設定した流通経路において、別途推計された各流通段階ごとの配分比率、商業マージン率、国内貨物運賃率により取引が行われた場合、最終的に各商品がどのように需要〔中間需要向け（中間消費、建設向け）、最終消費向け（家計消費、固定資本形成）〕されるかを金額ベースで推計する方法である。

コモ法は、産出額（出荷額）から最終需要等を推計することや、商業マージン、国内貨物運賃が、産業としての商業、運輸業の生産額として別途求められる点で、産業連関表の推計方法と類似している。しかし、推計資料の制約等から、最終需要項目への配分比率が多く品目で基準年次の産業連関表の部門別産出比率に固定されている等の問題を抱えている。もちろん、コモ法では、商品を細分化することにより配分比率の固定化による歪みを極力排除している。また、需要先の変動の大きい乗用車の配分比率を年々変化させたり、さらに、電力、郵便等のサービス関連商品を、家計調査報告等により推計した配分比率に置き換える等の調整を行っている。

3 投入額

コモ法における商品分類（2,143）を産業連関表行部門に対応させ、各商品の家計消費支出額を足し上げ投入側の一次推計値とした。

4 備考

○ 調整過程

産出側に「家計向け」の計数が取れる資料等がある場合は産出側の計数を優先した。しかし、産出側に十分な推計資料がない場合はコモ法推計結果を投入側の推計値として提示することにより、産出側の推計値を誘導した。

サービス業については、コモ法では事業所・企業統計等を推計資料としているのに対し、産出側ではサービス業基本調査を推計資料として採用している部門が多く、生産額に乖離がみられる部門があった。それらの部門については、産出側の生産額をもとに投入側の計数を再検討した後、産出側と調整を図った。

産出額のすべてが家計消費支出に振り向けられる部門（生命保険等）については、産出側の生産額を全面的に採用した。同様に、家計消費支出又は家計外消費支出のみに振り向けられる部門（喫茶店等）については、産出側の生産額を合計値として採用し、計数の配分等については、主として経済企画庁が行った。

9122-00 対家計民間非営利団体消費支出

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	一部部内資料
2	産業連関表(2年)	総務庁統計局統計基準部	

2 生産額

資料1の「対家計民間非営利団体最終消費支出」(医療部門を除く)の値を第1次推計値として利用した。

なお、この値は、以下の各部門の産出額推計において、「国内生産額(C T) - 本部門以外の部門への産出額の計 = 本部門への産出額(※)」の算式で求められる※部分の値を合計したものであるという意味を持つため、その合計値を国内生産額とした。

— 対家計民間非営利サービス生産者一覧 —

- 1119-051 学校給食(私立)★
- 8211-021 学校教育(私立)★
- 8213-021 社会教育(非営利)★
- 8221-031 自然科学研究機関(非営利)★
- 8221-041 人文科学研究機関(非営利)★
- 8312-021 保健衛生(非営利)★

8313-021 社会保険事業(非営利)★

8313-041 社会福祉(非営利)★

8411-021 対家計民間非営利団体(除別掲)★

3 投入額

資料1の部内資料中にある「対家計民間非営利団体最終消費支出」の目的分類3区分(教育、医療、その他)別の値(医療部門を除く)を、2の産業連関表の対家計民間非営利サービス生産者の各部門に配分した。配分に当たっては、国民経済計算部内資料の他、資料2中の該当する値をウェイトの一部として利用するなどした。また、調整過程の中で産出額に十分な推計資料がある場合は産出側の計数を採用した。

9130-10 中央政府集会的消費支出

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (6, 7年度)	大蔵省	
2	各省各庁歳出決算報告書 (6, 7年度)	“	
3	特別会計決算参照書 (6, 7年度)	“	
4	政府関係機関決算書 (6, 7年度)	“	
5	国民経済計算年報 (6, 7年)	経済企画庁	
6	産業連関表作成に関する基礎資料 -平成7年度において購入した物資及びサービスの内訳-	防衛庁	部内資料

2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち集会的最終消費にかかる部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動にあたるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額を集計して国内生産額とした。

— 政府(中央)サービス生産者一覧 —

- 8111-011 公務(中央)★★
- 8221-011 自然科学研究機関(国公立)★★
- 8221-021 人文科学研究機関(国公立)★★

8221-021 人文科学研究機関（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用した各部門の自己消費額の推計は以下のとおりである。

(1) 8111-011 公務（中央）

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

(2) 8221-011 自然科学研究機関（国公立）

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

(3) 8221-021 人文科学研究機関（国公立）

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

9130-20 中央政府個別的消費支出

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 （6, 7年度）	大蔵省	
2	各省各庁歳出決算報告書 （6, 7年度）	〃	
3	特別会計決算参照書 （6, 7年度）	〃	
4	政府関係機関決算書 （6, 7年度）	〃	
5	国民経済計算年報 （6, 7年）	経済企画庁	
6	産業連関表作成に関する基礎資料 －平成7年度において購入した物資及びサービスの内訳－	防衛庁	部内資料

2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち個別的消費にかかる部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動にあたるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額を集計し、それに、医療費のうち政府や医療保険の給付分、教科用図書調達費を加えて国内生産額とした。

－ 政府（中央）サービス生産者一覧 －

1119-041 学校給食（国公立）★★

5211-031 下水道★★

7189-021 水運施設管理★★

7189-041 航空施設管理（国営）★★

8211-011 学校教育（国公立）★★

8213-011 社会教育（国公立）★★

8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）★★

8312-011 保健衛生（国公立）★★

8313-011 社会保険事業（国公立）★★

8313-031 社会福祉（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用した各部門の自己消費額の推計は以下のとおりである。

(1) 1119-041 学校給食（国公立）

自己消費額＝生産額－学生生徒納付金

(2) 5211-031 下水道

自己消費額＝生産額－家計からの料金収入

(3) 7189-021 水運施設管理

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

(4) 7189-041 航空施設管理（国営）

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

(5) 8211-011 学校教育（国公立）

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－学生生徒納付金

(6) 8213-011 社会教育（国公立）

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－入場料等の料金収入

(7) 8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－学生生徒納付金

(8) 8312-011 保健衛生（国公立）★★

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－施設利用者からの料金収入

(9) 8313-011 社会保険事業（国公立）★★

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額

(10) 8313-031 社会福祉（国公立）★★

（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額＝生産額－家計からの料金、措置費等の収入

9130-30 地方政府集会的消費支出

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (6, 7年度)	自治省	
2	地方公務員給与の実態	"	
3	地方公営企業年鑑 (6, 7年度)	"	
4	国民経済計算年報 (6, 7年)	経済企画庁	
5	産業連関表作成のため の平成7年度地方公共 団体財政支出内容調査	"	特別調査
6	産業連関表(2年)	総務庁統計局統計 基準部	

2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち集会的消費に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分にあたるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額(地方政府分)を集計して生産額とした。

— 政府(地方)サービス生産者一覧 —

- 8112-011 公務(地方)★★
- 8221-011 自然科学研究機関(国公立)★★
- 8221-021 人文科学研究機関(国公立)★★

3 投入額

- (1) 地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から、資料1から算出した他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門ごとの自己消費分を推計した。
- (2) (1)の作業はSNAの年次推計作業と重複するので、その際算出した値を使用することとし、公務については、SNAの年次推計で求めた額をI-Oベースへ転換するために調整を行った。
- (3) 上記以外の項目については、資料6の投入額を参考にしながら、最終的な投入額を推計した。

9130-40 地方政府個別の消費支出

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (6, 7年度)	自治省	
2	地方公務員給与の実態	"	
3	地方公営企業年鑑 (6, 7年度)	"	
4	国民経済計算年報 (6, 7年)	経済企画庁	
5	産業連関表作成のため の平成7年度地方公共 団体財政支出内容調査	"	特別調査
6	産業連関表(2年)	総務庁統計局統計 基準部	

2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち個別の消費に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分にあたるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額(地方政府分)を集計して生産額とした。

— 政府(地方)サービス生産者一覧 —

- 1119-041 学校給食(国公立)★★
- 5211-031 下水道★★
- 5212-011 廃棄物処理(公営)★★
- 7189-021 水運施設管理★★
- 7189-041 航空施設管理(国公営)★★
- 8211-011 学校教育(国公立)★★
- 8213-011 社会教育(国公立)★★
- 8213-031 その他の教育訓練機関(国公立)★★
- 8312-011 保健衛生(国公立)★★
- 8313-031 社会福祉(国公立)★★

3 投入額

- (1) 地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から、資料1から算出した他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門ごとの自己消費分を推計した。
- (2) (1)の作業はSNAの年次推計作業と重複するので、その際算出した値を使用することとし、下水道、廃棄物処理については、SNAの年次推計で求めた額をそのまま用いるが、その他のものについてはI-Oベースへ転換するために調整を行った。

(3) 上記以外の項目については、資料6の投入額を参考にしながら、最終的な投入額を推計した。

9141-00 国内総固定資本形成（公的）

9142-00 国内総固定資本形成（民間）

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁	
2	産業連関表（2年）	総務庁統計局統計基準部	
3	資本財機器産業別需要構造調査結果表	通商産業省	部内資料
4	平成7年産業連関表部門別品目別国内生産額表	産業連関幹事会	
5	貿易統計（組替表）	総務庁統計局統計基準部	部内資料

2 生産額

最終需要部門にとって、コントロール・トータルはない。各内生部門の投入側と産出側両者のバランスがとれた段階で、各商品の取引額を合計したものが資本形成の総額となる。

3 投入額

一次推計値は、以下の方法で推計した。

- (1) コモ法の推計値を産業連関表の行部門に対応させて、取引額とした。
- (2) 成長増大分等、部門別品目別国内生産額が推計された段階で、確定値となる部門については修正した。

4 備考

産出側との調整は、公的と民間の合計値で行った。機械製品の場合、部門別品目別国内生産額表と貿易統計表を参考にして調整した。

考え方は、部品は自部門で取引されるか機械修理業に購入されるか輸出されるかのいずれかであり、資本形成されない。資本形成されるのは完成品であるという考え方である。

公的と民間とに分割する際には、資本財機器産業需要先調査の情報を基に行った。

9150-10 生産者製品在庫純増

9150-20 半製品・仕掛品在庫純増

9150-30 流通在庫純増

9150-40 原材料在庫純増

9150-50 所在不明在庫純増

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁	
2	産業連関表（2年）	総務庁統計局統計基準部	
3	工業統計調査（組替表）	”	部内資料
4	生産動態統計	通商産業省	
5	商業動態統計	”	

2 投入額

(1) 初期値の入力

半製品・仕掛品在庫は工業統計表組替結果表の数値を採用しその他はコモ値を入力した。

(2) 在庫品評価調整について

在庫品の概念定義によれば「期中における物量増減を年間平均の市中価格で評価したもの」であり、工業統計年表等から求めた在庫額は、年間平均価格で評価し直した。

(3) 製品在庫と半製品・仕掛品在庫について、大部分は工業統計表の組替結果を基礎にしたが、生産動態統計等で数量がとれる品目については、その数量に生産額表の単価を乗じて在庫額を推計した。

(4) 原材料在庫と流通在庫は、法人季報等を基に推計した。商業動態統計の「手持商品額」等で把握できる商品群の動きを各商品にも適用する、などの方法を取りながら、産出側との調整を行った。

[付] 在庫品評価調整

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は、除去しなくてはならない。

在庫投資の推計に工業統計表や商業統計表を利用する場合、これらの計数は、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化とともに価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタルゲインやロスを含むこととなる。

さらに、企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この点からも在庫品評価調整の必要がある。

コモ法における在庫品評価調整法では、在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる。すなわち、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから、製品在庫変動率を求めている。

## 2 総務庁担当部門

### 貿易関係一般

平成7年表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財とサービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、特殊貿易（輸出・輸入別）及び直接購入（輸出・輸入別）並びに関税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

具体的には、「普通貿易」には財の取引を記録している。「特殊貿易」には、サービスの取引及び普通貿易で扱われない財（船機用品、業務渡航者の購入する財及びサービス、在日外国駐留軍の調達する財及びサービス等）を記録し、また、「直接購入」には、居住者家計が海外で消費する財・サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等）及び非居住者家計が日本国内で消費する財・サービス（在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等）を記録している。

また、普通貿易の輸入品に係る関税及び内国消費税としての消費税等については、前者を「関税」、後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用している。このため、日本国内にある外国企業、海外にある日本国政府の公館等は国内であり、これらとの取引は、居住者間の取引として扱われ、貿易とはならない。逆に、日本国内にある外国公館や駐留軍等は海外、すなわち非居住者として扱い、これらとの取引は、貿易（特殊貿易、直接購入）となる。

### 9211-10 輸出（普通貿易）

#### 1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	貿易統計（組替表）	総務庁統計局統計 基準部	部内資料
2	日本貿易月表	日本関税協会	
3	商業統計調査	通商産業大臣官房 調査統計部	

#### 2 生産額

(1) 資料2に基づく輸出総額から、資料1に基づく次のものを控除している。

① 総トン数が500トン以上の船舶の再輸出額及び再輸入額

産業連関表では、純輸出額を計上する必要があることから、再輸出額を控除している。また、再輸入額に

については、輸出されたものが同一年内に再輸入されるものと仮定し、これを「鋼船」の輸出額から控除することにより、当初から貿易取引がなかったものとみなしている。

- ② 総トン数が 500トン以上の船舶以外の再輸出額  
上記①と同様の趣旨から、再輸出額を控除している。  
なお、再輸入額についても、①と同様の処理をすべきであるが、統計上の制約から品目の限定ができないため、輸出額からの控除は行っていない。

(2) 書画（肉筆のもの）、こっとう（製作後 100年を超えたもの）、中古の船舶等については、国内取引と同様に、輸出額のうち、マージンに係る金額のみをコスト商業として計上することとし、これ以外の部分を輸出総額から控除している。

### 3 投入額

部門別の輸出額は、資料 1 に基づいた。

なお、普通貿易統計の輸出額は、FOB 価格（本船渡し価格）で評価されたものであり、購入者価格評価表では、部門別の輸出額をそのままの形で計上できるが、生産者価格評価表では、FOB 価格から国内流通経費（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除して生産者価格へ転換する必要がある。

国内流通経費の算出方法は、次のとおりである。

#### (1) 商業マージン

行部門別国内需要のマージン率（国内需要合計におけるマージン額の割合）に間接輸出率（行部門ごとの輸出業者経由割合）を乗じたものを輸出マージン率とし、これを FOB 価格に乘じ、更に個別の調整を行った上で、部門別のマージン額を求めた。

#### (2) 貨物運賃

① 道路貨物輸送、沿海・内水面貨物輸送、港湾輸送及び国内航空貨物輸送については、平成 2 年表における行部門ごとの輸送機関別輸出運賃率（購入者価格に対する貨物運賃額の割合）に、内生部門全体における輸送機関別運賃率の変動率（平成 7 年表内生運賃率（暫定）／平成 2 年表内生運賃率）を乗じたものを輸出運賃率とし、これを FOB 価格に乘じ、更に個別の調整を行った上で、部門別の貨物運賃額を求めた。

② 平成 7 年表において新設された貨物運送取扱については、これまで道路貨物輸送等の各輸送機関に格付けられていた貨物運送取扱業の活動が統合されたものであることから、貨物運送取扱の生産額を各輸送機関ごとに割り戻した場合の構成比を用いて、上記①で求めた道路貨物輸送、沿海・内水面貨物輸送及び国内航空貨物輸送の貨物運賃額を案分した。

③ 鉄道貨物輸送及び倉庫については、利用していると考えられる行部門を特定するなど、実態を踏まえた所要の貨物運賃額を計上した。

### 4 留意すべき点

小額貨物（1 件当たり 20 万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

## 9411-10（控除）輸入（普通貿易）

### 1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	貿易統計（組替表）	大蔵省関税局輸出課	部内資料
2	日本貿易月表	日本関税協会	
3	商業統計調査	通商産業大臣官房調査統計部	

### 2 生産額

(1) 資料 2 に基づく輸入総額から、資料 1 に基づく次のものを控除している。

① 総トン数が 500トン以上の船舶の再輸入額及び再輸出額

産業連関表では、純輸入額を計上する必要があることから、再輸入額を控除している。また、再輸出額については、輸入されたものが同一年内に再輸出されるものと仮定し、これを「鋼船」の輸入額から控除することにより、当初から貿易取引がなかったものとみなしている。

② マネタリーゴールド、金貨、総トン数が 500トン以上の船舶以外の再輸入額

上記①と同様の趣旨から、再輸入額を控除している。  
なお、再輸出額についても、①と同様の処理をすべきであるが、統計上の制約から品目の限定ができないため、輸入額からの控除は行っていない。

(2) 書画（肉筆のもの）、こっとう（製作後 100年を超えたもの）等については、国内取引と同様に、輸入額のうち、マージンに係る金額のみをコスト商業として計上することとし、これ以外の部分を輸入総額から控除している。

### 3 投入額

部門別の輸入額は、資料 1 に基づいた。

なお、産業連関表では、輸入額は生産者価格評価表及び購入者価格評価表とも CIF 価格で評価しているため、輸出におけるような商業マージン額及び貨物運賃額の控除は



行わない。

4 留意すべき点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

9420-00（控除）関税

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	貿易統計（組替表）	総務庁統計局統計基準部	部内資料

2 生産額及び投入額

関税は、輸入品に係るものであるため、普通貿易（輸入）と同様、資料1に基づき、投入額合計をもって、生産額とした。

3 留意すべき点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

9430-00（控除）輸入品商品税

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報書	国税庁長官官房企画課	
2	貿易統計（組替表）	総務庁統計局統計基準部	部内資料
3	石油税制便覧	石油連盟	

2 生産額

(1) 消費税以外の輸入品商品税（酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税）

資料1に基づき各税の「税関分課税状況」の税額を求め、次式を用いて暦年補正を行って推計した。

（暦年補正式）

$$7\text{年値} = \text{平成6年度値} \times 1/4 + 7\text{年度値} \times 3/4$$

(2) 消費税

行部門ごとに、下記の式により消費税額を求め（投入額）、合計をもって生産額とした。

$$\{ (\text{普通貿易の輸入額}) + (\text{関税額}) + (\text{消費税以外の輸入品商品税額}) \} \times (\text{税率})$$

（税率は、0.03である。）

3 投入額

消費税については、上記2(2)のとおりである。消費税以外の輸入品商品税については、品目別課税額を生産額と同様の方法で推計し、産業連関表部門分類に対応させた。ただし、石油税のうち、石油製品及びガス状液化素に係る税額については、資料3を参考にして、産業連関表部門分類に対応させた。

9211-20 輸出（特殊貿易）

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局国際収支課	
2	国際収支明細表	大蔵省国際金融局調査課	部内資料
3	工業統計調査	通商産業大臣官房調査統計部	
4	エネルギー生産・需給統計年報	通商産業大臣官房調査統計部	
5	海上輸送の現況	運輸省海上交通局外航課	
6	航空輸送統計年報	運輸省運輸政策局情報管理部	
7	業務資料	経済企画庁経済研究所国民経済計算部	部内資料
8	訪日外客消費額調査（8年版）	国際観光振興会	
9	家計調査	総務庁統計局統計調査部	
10	小売物価統計調査	"	

2 生産額

(1) 資料2のサービス収支から、次のものを控除している。

- ① 旅行（業務外）（直接購入の推計範囲）
- ② 建設サービス
- ③ 仲介貿易
- ④ 公的その他サービスのうち、現地要員経費（産業連関表の対象外）及び在日駐留軍の隊員等の個人的消費支出（直接購入の推計範囲）

④については、資料7に基づく現地要員経費及び個人的消費支出の比率を使用して算出した。

(2) 産業連関表では、輸出（普通貿易）は本船渡しのFO

B価格、輸入（普通貿易）は運賃・保険料を含むC I F 価格で評価されているため、海上等における運賃・保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念・定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸（保険）業者の受取った貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

また、輸入（普通貿易）がC I F 価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため、国際収支表における「払」の額は、輸出に計上する。

### 3 投入額

- (1) 資料2の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割比率等を決定して推計した。
- (2) 船用油（機用油を含む。）については、保税地域での外船（外機）に対する積込額として、資料4に基づく各油種の数量（外船及び外機に払出した分）にそれぞれの国内生産額の平均単価を乗じて推計した。
- (3) 業務旅行については、資料8の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、更に産業連関表の部門へ国内生産額の比率を用いて分割した。  
なお、買物費については、資料8の買物品目と資料10による平均価格等により、産業連関表の部門間の比率を求め分割した。
- (4) 公的その他サービス（現地要員経費及び直接購入分を控除）のうち、「軍関係」については、各部門の投入比率等を用いて分割し、「在日公館経費」については、平成2年表の比率を用いて外国公的機関発行に係る円建外債の手数料受取分を民間金融（手数料）に格付け、これ以外を分類不明とした。また、「その他」については、全額を分類不明とした。

## 9411-20（控除）輸入（特殊貿易）

### 1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局国際収支課	
2	国際収支明細表	大蔵省国際金融局調査課	部内資料
3	工業統計調査	通商産業大臣官房調査統計部	
4	エネルギー生産・需給統計年報	通商産業大臣官房調査統計部	

5	海上輸送の現況	運輸省海上交通局 外航課	
6	航空輸送統計年報	運輸省運輸政策局 情報管理部	
7	業務資料	経済企画庁経済研究所国民経済計算部	部内資料
8	訪日外客消費額調査（8年版）	国際観光振興会	
9	JTB REPORT '96	日本交通公社	
10	日本人と国際線の旅	毎日新聞社	
11	家計調査	総務庁統計局統計調査部	
12	日本貿易月表	日本関税協会	

### 2 生産額

- (1) 資料2のサービス収支から、次のものを控除している。
  - ① 旅行（業務外）（直接購入の推計範囲）
  - ② 建設サービス
  - ③ 仲介貿易
  - ④ 公的その他サービスのうち、現地要員経費（産業連関表の対象外）及び在外公館の職員等の個人的消費支出（直接購入の推計範囲）
 ④については、資料7に基づく現地要員経費及び個人的消費支出の比率を使用して算出した。
- (2) 産業連関表では、輸出（普通貿易）は本船渡しのF O B 価格、輸入（普通貿易）は運賃・保険料を含むC I F 価格で評価されているため、海上等における運賃・保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念・定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸（保険）業者の受取った貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。  
また、輸入（普通貿易）がC I F 価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため、国際収支表における「払」の額は、輸出に計上する。

### 3 投入額

- (1) 資料2の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割比率等を決定して推計した。
- (2) 船用油（機用油を含む。）については、外国の保税地域での邦船への積込額として、「7141-011外洋輸送」の投入額から日本の保税地域での邦船への積込額（資料4に基づく各油種の数量（邦船に払出した分）にそれぞれの国内生産額の平均単価を乗じた額）を差し引いて推計した。また、外国の保税地域での邦機への積込額につい

ては、資料12の外地給油分を用いて推計した。

(3) 業務旅行については、資料9の旅行種類別旅行費用並びに資料8の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、更に産業連関表の部門へ国内生産額の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料10による購入比率等を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

(4) 公的その他サービス（現地要員経費及び直接購入分を控除）については、統計上の制約から各部門へ分割することが困難なため、「防衛庁関係」、「在外公館経費」及び「その他」の全額を分類不明とした。

## 9212-00 輸出（直接購入）

### 1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局国際収支課	
2	国際収支明細表	大蔵省国際金融局調査課	部内資料
3	沖縄の米軍及び自衛隊基地	沖縄県総務部知事公室	
4	業務資料	経済企画庁経済研究所国民経済計算部	部内資料
5	小売物価統計調査	総務庁統計局統計調査部	
6	家計調査	〃	
7	消費者物価指数	〃	
8	訪日外客消費額調査（8年版）	国際観光振興会	

### 2 生産額

観光・訪問等旅行者消費、政府公館・在日駐留軍の隊員等の個人消費及び外交団員等の個人消費に分けて推計した。

#### (1) 観光・訪問等旅行者消費

資料1のサービス収支における「旅行（業務外）」の数値を計上した。

#### (2) 政府公館・在日駐留軍の隊員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「軍関係」及び「在日公館経費」から個人消費に当たる部分を資料4に基づいて案分した。

#### (3) 外交団員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「その他」から外交団員等の個人消費に当たる部分を平成2年表の比率を用いて按分した。

### 3 投入額

#### (1) 観光・訪問等旅行者消費

資料8の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、更に産業連関表の部門へ国内生産額の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料8の買物品目と資料5による平均価格等により、産業連関表の部門間の比率を求め分割した。

#### (2) 政府公館・在日駐留軍の隊員等及び外交団員等の個人消費

資料6の年間収入5分位階級の最高位（年間収入1001万円以上）の消費構成及び資料7を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

## 9412-00（控除）輸入（直接購入）

### 1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局国際収支課	
2	国際収支明細表	大蔵省国際金融局調査課	部内資料
3	沖縄の米軍及び自衛隊基地	沖縄県総務部知事公室	
4	業務資料	経済企画庁経済研究所国民経済計算部	部内資料
5	家計調査	総務庁統計局統計調査部	
6	消費者物価指数	〃	
7	訪日外客消費額調査（8年版）	国際観光振興会	
8	JTB REPORT '96	日本交通公社	
9	日本人と国際線の旅	毎日新聞社	

### 2 生産額

観光・訪問等旅行者消費、政府公館の職員等の個人消費及び外交団員等の個人消費に分けて推計した。

#### (1) 観光・訪問等旅行者消費

資料1のサービス収支における「旅行（業務外）」の

数値を計上した。

(2) 政府公館の職員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「防衛庁関係」及び「在外公館経費」から個人消費に当たる部分を資料4に基づいて按分した。

(3) 外交団員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「その他」から外交団員等の個人消費に当たる部分を平成2年表の比率を用いて案分した。

3 投入額

(1) 観光・訪問等旅行者消費

資料8の旅行種別旅行費用並びに資料7の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、さらに産業連関表の部門へ国内生産額の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料9による購入比率等を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

(2) 政府公館の職員等及び外交団員等の個人消費

資料5の年間収入5分位階級の最高位（年間収入1001万円以上）の消費構成及び資料6を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

## 第3節 粗付加価値部門

### 1 労働省担当部門

9311-000 賃金・俸給

9312-000 社会保険料（雇用主負担）

9313-000 その他の給与及び手当

基本表における粗付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1 推計資料

利用した主な資料は次のとおりであるが、このほか、直接、各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

資 料 名	出 所
事業所・企業統計調査	総務庁統計局
国勢調査	"
就業構造基本調査	"
労働力調査	"
科学技術研究調査	"
サービス業基本調査	"
本社等の活動実態調査	"
特別職在職状況統計表	総務庁人事局
給与支払状況統計報告	"
特殊法人総覧	総務庁
国民経済計算	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
賃金労働時間制度等総合調査	"
賃金構造基本統計調査	"
林業労働者職種別賃金調査	"
労働者派遣事業に関する調査集計報告	"
農業経営動向調査	農林水産省
総合農協統計	"
農業生産費調査	"
漁業経済調査	"
国有林野事業労務統計	"
世界農林業センサス	"
本邦鉱業の趨勢調査	通商産業省
企業活動基本調査報告書	"
特定サービス産業実態調査	"
エネルギー統計年報	"
資源統計年報	"